古今
奇談

巻第三

特
八 3
961
4

門 遠 13
號 960
巻 4

古今奇談英草紙第三巻

㊄ 紀任重陰司に到り滯獄を斷る話

世の中の事何事か天命に非ざるはなし命の理はよわの事に
求ずして自然に至る命の理に无ことは精神を勞してこれを動す
べきに非ず身を天に對して是非論ぜず安んじ
果して此を無くの富貴業因縁あるやと獨り我事を憾る一個の賢
しかるに宋の安帝の中後宋文帝の時に紀の任重なる者有り[illegible]
胸襟しかして一目よ十行を讀とし詩文は衆の藝ある者は及がたき敎
泰の肯髓を極め國の風和歌の后も又蹟りしける玄祖は
いづ世の綱に流る、將經の將士なりて侍とまとし家あれども
世々の家業て簪纓の貴切れして離れ任重成長になりては
生の家產をなく月に[illegible]て家うる陰紀嫁なも皆流のわく

和習 帝國圖書館藏

英草紙 三

自己の年齢を掛けて数を折りもし蠹とそそし雅実人の見るさえぎり時
識ある人なりと近衛の尊びひらりて軍数所出家の徴拙もまくかーこう
勝り乗りて終るを口脇り充るほうう虫のごとく吐息へられども笑
霜り屋世界ひさもう国郷く書と儀と陸奥の俗見を授ってて
自を遠る帰り大夏歳ありてもも〜西村小源氏の横暴せえ
ひるまひるぐ天命ひるん事 絶あるまじと知と書く名家軍籍
り眼をさし三軍を指揮する時つ見ると思せども年代みすと
るくも空く出家の俗りを切ぐ常り軍快くとして生るるタな
くらるを世と憤って武於一源を知ってる前出り回
天月ある人とせずして又生紙巻見る人とせずして日西より出さて
年ひとり人影いよく深くくらどれ紙を帯肥馬り
強くも胸り一物ふけ生でも襲を論る貧あり富あるこ

雲りはるを解るを溺るを知り愚あるこを強と驕傲もう天道
私ふしぎいたんや
むきしれども秋ひくそでなきいるる風のまりぬくみん
書しおりて嘆ぜるるの教反体時ちび又古躰一章を舞も
蘭草自紙香 生於大道傍 腰鎌八九月 共在東薪中
ひるとく嘆を嘆く地ある清欲と婚姻とあるぐ立れらぬる
ひるまぐ天幸知るるあるば我り翻して言ひるる色うぐ
想ひる帝釋八るるきふ産して富産生として刑罰をとしむ
一言紙善紙ぐ使命を立し固果ようくまを信しむ兼
刑仁ふるるのいるを知る秋生は敏直命とし富産とるる化
産の決断と成さしめぐ善悪理非波婚を須ぐして明白
ぐしと揚り言して机り傍て眠る忽見る七八個のる西橡

る君卒机人下り勇出へ任を瞬眼作いう牛乃才ゆうて
天と称へ地と称む今作とそうして閻魔王の面前より還去つて
作よりと問うもむ書おうこん任を別を養て作が冥君公面ふ
ちび作へ数人の濃殺と懲むや懐魂一瑞り前へうもと批
[illegible]拙き[illegible]冥君ふく但童ら頭よ言して擦て[illegible]色之身
任を然国と喝して懲ちよ樓へう紙お遊作體糸て天上
如帝よ亶しうび如帝太よ怒りあひ世人の爵祿貧富八氣
運の終へ[illegible]る而彼ら等於じへく奥ゆるものよ位よ和り胥
なりのち孫りあり刀ゆうとの顕業才ゆうとの聖義ゆ夢の所を
天下世へ[illegible]世の中よ是飛ゆ行ゆ働ゆし彼者凡識廣かび知て
天と称む遠り飛と同て高位の徴とそうへ[illegible]時よ太白金星夢
しそいふ池の位を言葉ゆ[illegible]人下るへくして運

塞抑鬱ふ[illegible]りて[illegible]
彼ゆ彼が言而當びそせび玉帝宜ふ彼[illegible]
彼つへく刑飛と更ゆうと[illegible]ハ[illegible]
[illegible]さの織ゆうんや陰司案牘ふ[illegible]十殿の閻君金[illegible]
勝ゆうび彼者何の中ゆ[illegible]一
夢して回彼ゆよ言を出と必び大月ゆうべし十度[illegible]
見るゆ果して而平ゆ言よ[illegible]
決せざるものゆて地獄中の惨[illegible]
ゆ作の時と任を陰司よ到ら[illegible]
怒しめ陰司ゆ実報ゆうゆ彼と[illegible]
時ゆ功を[illegible]
彼ゆ如ゆよ服ゆ[illegible]玉帝夢ゆ[illegible]

り閻君に命じて任重をとらへ罪しめ推にて王位の中を借し
只一臂の附をうさなまて何とり云ことを鞠獄と決せしめ決けり云ふ
あらん彼来世極罰極楽今生抑欝の苦に換ひ倫冥間の有なき
と見郡都総地獄に陥して永く人身を得ざらしむ事しの欽道
閻羅天有を愚ると聊らに無常小鬼を差して任重を勾へて
地府に至らしむ任重小鬼に捧れて催りて為すなく幾日程殿前に
到る時小鬼跪づけと罵るに任重問ふと面り中ざる所人にて
我は跪といふ尚君の名曰是をふから宮殿に至らて任重を見て喜び
許ていふ我閻王に對面して胸の中の積りを吐んと思ふ事久し
夫王位は貴く尤右の倍判官多くに冠せ万馬にあり我は草野
まて学徳ありさ王威勢をなく壓すとも瞞しそ地を恐し
理人の勝きを法とせん閻君云寡人殊く法司の令とあり尤の

事皆天なり係く執行へ弥行の通徳ありて我位りくとも
行ふ事を受をしと称さるや任重云弥閻君天なるにあらずて
道を行と従け尤てらら人を惑ざるを知らし善為成
勧め悪を懲さぬを公とす而今世の中を見るに善悪を分かた
怪なし擢く権在る才知ぬ輩を財積で高からしく文
経をなし善なすとさかも貧に手の中空く浮落して人に害
まるるとなりぬ家業の仕に至り欲悪をなし忠孝にて人の
技能ありぬものは世に成積く窮して其寝を遂げ得ん若人悪人に
翻弄られ才あるもなき才の者は壓倒がる寃らずく難し
歴代くして伸る事あらし然閻君の判断宜しかるべからず
邪り陰司の所行と離し爾此称の幣政はあるべし閻君
恭く天道報應遅速さと速きと巡あるがごとく善きが如くここ

定つくる天下自然の権衡なりと云る書あり是古
なるものハ眼うら大の出る後欲愛るものも始めて脇の爲るなり
人も遺愛猶も絶さるものあるこれ無くよ人間稀でこの
ごとし若年とおし絶と始めの八出る事多けれ共其年老
しけれども金銀の光りとなせて自然と始るなり恰も仏と
れて宝ごとく八形と云ある事を作る人世もて人年とくし実職の
老八多くこれ多けれ共代官絶つど教ふれ年よ必ずでもと無き
ものも百万の富者ハ金銀の光ハ人世て抱ず多清れ大
きく八後嗣と名ずあるを卒辞の死あるものを実ぬくこれ命
ずて死其事ある代官を きくて知るべし 一生の内
ずよ清算月あり其間ず悪人冥罰と云くこれ孫絶ざる者ハ
悪報八作よる孫ずけるて者と更さる孫の後ハ第世人

善悪と知るべし善人ありて貧困ありハ前世行徳者ハて
福田と称ぶべし悪業必鐵鞭の報と云るべし天の為る
さへ人ありてあれど天ることなる久遠して遠報の遠遠あり必
人間ず天ハ人ずと例知れんや況ん況くの義論ハ久事ず方が
天蔵の落きずり出るなり任を云富貴浅可数意と宜
ども果して無くて先ずの業業とをのく一く報ず看を
ものあり一留考云を世まで九形く上帝の首行の上図度を
六個的後作り給しめ告と知く決断せ一め都ぬ白あるべ作
果世富きを知ん歳利さるを事あるハざる何ぞ永く地獄ず義て
人尊と知ざるべ言死て富貴師者を記て後嗣よ入任を
尊べ嗣来を為しひ粉卒者計遠敬と歩記て横富貴
為ずよ作ると報ると行ずて此善悪の任可六曹の法吏判友

小鬼齊く整くして安芸より出で任重沢より天子冠を戴き
[illegible]と雲霧を穿ち勝よ玉章と書称をかり玉旨と称り
[illegible]として屏風浦うめくり
[illegible]より出る流矢卒冬絳已り畢つて異寇更新
り命ずして敵より敗告牌と掛ると嘶る馬任重期[illegible]
[illegible]る万国の生霊張り[illegible]の[illegible]
同義と為と結ぶ所ハ我[illegible]より義を[illegible]
[illegible]の告と称るより[illegible]任重[illegible]
[illegible]せざるものわゝび寡人刑部して陸月[illegible]橋[illegible]
[illegible]前度[illegible]るゆゝ[illegible]部別[illegible]
久の[illegible]より今より[illegible]高決[illegible]
[illegible]任重[illegible]

幼と期て令へ水告事

告人　南朕部州日本國養和之幼主言仁
被告　同邦同國平氏清盛妻　二位尼

功と賞ぜゞ背関を傷ふ告事

告人　南朕部州日本國　源性　絶れ
被告　同邦同國　源將軍　義經
　　　　　　　　　　　　頼朝
　　　　　　　　　　　　廣元

功臣と為て家と令新絶告事

告人　南朕部州日本國　畠山氏　重忠
被告　同邦同國　北條　時政
　　　　　　　　　　　　政子

任重[illegible]異て呼くとして大り[illegible]ひ[illegible]の大事[illegible]作で[illegible]

果して法司決郷帰るよりこれや今お都くに別れしして一く明白
なりしかと直日の悪卒と呼で三通の書状を一齋に奥出さ
しめ原告被告撰源よりくびて聽裏判官高聲に原告被
告の名を呼ぶ

告人　安徳君　左や

被告　二位尼　左や

徒で回答よる左

徒て回答よる左

経定詞と開て二位尼ハ幼き小徒て世に入水せ〻ハ志といふさよ世界く
さいふ御座事所て云朕平氏に守護せ〻ん西海に下り平氏滅ひ
直く一敷海に没する所朕が威ハ平氏なりとても所しく事やと
汚せし身なれ共無の身よ返つ〻ものとも今ハめでさらん人二位の尼
朕に寄添と帯し梶原を抱しめ身を屋に飛あり
海に出人あり朕と思ひ〻く海よ入りこれ出人あり朕と思ひ〻く海に入

せ〻ハ行方もそ知まつる後人垂の後に朕母賢礼門院内侍後一人
の女房ととくに〻く又帝の四間からさらしよ宮殿とあ
て出生する朕なりと云ふ〻さよ我と京都に御とせ〻ハ源氏
ハ朕よせ事申て入水せしめ〻る所と呼せん源氏異類に着の御り
し御後ろ出しるべし　高野の御所入水せ〻ハ平氏の和
と掩乙あ傘張法橋ゲみ〻ると云のしも先に同じ行て重罪
此宮殿と神て御奉し任を云ふ法師君の云知つて知らの二位尼
云ふ〻よ詞なる〻し　飛鳥つよ外戚清盛入水して安徳君の
女房朕と〻ほ〻かして男宮の抱奉して伝に朕ものなる
人まよ後し　年りて女性あり〻ま
出れて出〻れ〻ま御よ源あ
ひと〻く汚せし　沈り奉ぶ

告人のうきうつるなり
報告　うきうつるとも
陸で田舎よ立
住平云義經が告うつるあまとゆづる仲人神とまりしに
まつの判官うつる彩翁よ様せばして先立て住居うつむ
陸よ彩翁の妻と歩りし時と云て泣くよ及び自殺して国人と
なり頼朝うつ奥と西海せば彩翁が行ごとくの様と想ぶる
なくあまつ人上使云伝心後と斬て深類人の志と察し云さうて
一流うゆるる世と国性うつ新うんとせ〜あ氏とぬ〜ときの
ま源よ御遣〜しうつ来と知んあう果物うと色鄙うあ〜
ぬてうと弥人出るいふ義經やて云あられ所お来が告る変一〜
独りて行うべし集合人と実服といづる父の骨肉よ伝きあり
奥羽う時と伝大庭御の陣ようて〜うつ久の代友と

陸で田舎よ立
住平云義經が告うつるあまとゆづる仲人神とまりしに
まつの判官うつる彩翁よ様せばして先立て住居うつむ
陸よ彩翁の妻と歩りし時と云て泣くよ及び自殺して国人と
なり頼朝うつ奥と西海せば彩翁が行ごとくの様と想ぶる
なくあまつ人上使云伝心後と斬て深類人の志と察し云さうて
一流うゆるる世と国性うつ新うんとせ〜あ氏とぬ〜ときの
ま源よ御遣〜しうつ来と知んあう果物うと色鄙うあ〜
ぬてうと弥人出るいふ義經やて云あられ所お来が告る変一〜
独りて行うべし集合人と実服といづる父の骨肉よ伝きあり
奥羽う時と伝大庭御の陣ようて〜うつ久の代友と

して範頼と側うり国御の陣と〜うつ義仲と比叡うり仲
しきこお氏と西海よ斬況め家の郷と討う国うと国ふ新
都う在判して所ゆと結ようと久うり業と異とのあるうれ
ま鋼とも思ひねど功よ後うべきゆ〜なく鄙と寄るべきあ
の海法と伝く去平と楽しゆ〜よ武俗の鄙とありて〜ト
と襲石の安さにおうんと思ひのかひの心機く越遠補使よ心と
鄙人と軍と〜うれも腰雑う宮進う仲代為う大江警久機
来年来よ笠う言と独て去伝後と新宮氏引〜〜ん
うん道く我あう投へうんく〜よ某一時の横暴〜まりて〜伝う前
と引〜〜う〜〜〜うんく陳金〜〜う〜〜よ大軍の宮るに仲のまで
色まで安方と思ひ〜伝安の日も義經歓と為り〜と
我と見〜〜う路上人のごく我使着伝かよ時方〜〜〜〜よ

文治元年十一月二日をもつて都を発し給ふ河尻りいつりて多田源氏よりとをとをしれ無沒なく通とのべども経者の事を擬て大物の浦より西海へ御入と思ひもむかしく財宝をはらひ中あれど出帆の海りとなるどを潮り東軍の遍うんとなれ沒をとりうつ是沒氏くつまして大和右衛門よりの人数ものハ奉有源弁慶等共白拍子静御りの人数もそなたの奉慶とつつ是相舟とあり東北紀伊伊勢辺江而宮めて踏と武河を東北ひとつ敵山城馬に乗るかれ海り義経こ退横使人書と道を陸奥の方へ落ちんと後宜とうこと海陸の西路を塞ぐ是四あつた文治元年で都りとどまりの味の雲を義経の沒め急り無命のたゆ今まで行国よりあん賀るちが年氏と云る藤よ海へよひ後よ脱奥かはへも海りつんと思い

げけ無対ひ沒お紙後と沒て沒ひよ関を越へ奥州りいつり再ひ奥御と軍と名氏義沒と都くに高紀ハ孫金も都れざりこが奥御沒後よ北条かられおく義御ホ四変じて義よ文治みを月海の高河の鎌り自書してうり百年沒身紙と鎌ぜ氏今日梅宿立の四郎と郎ふ任を云保書初副沒軍られども三軍只保の奥のを知つく範朝の名と襲ふ任の婚あり

なりうり沒と奥を陸奥と陸る知氏もあるうりしう新鎌義朝ハまでお馬ありしうど人家のなと退出ばごとく棒

りもと負くく沒と逃ホ〜いふ義経云者て一人の軍士あり江田源こと二郎氏と氏だて後中途ふして我と抜く

る任を鬼辛と味で源こと奥び到しめ問云保指あつて源

ふく市道うして逃る軍所の鎌と盗さるハ行也へで源こと

義経はなはだ強力にして人より秀れ人の
ものの辨あり毛利より人のもとに遣はす如し弥々威勢よく義経
ますと慮り紙面のおろそかなる毎度怒りて進らせて和田留山八幡宮の
宮殿程幸嘉を將軍頼朝公対親しく恥辱ともなるべきの人物なるべし
武蔵の国人熊谷次郎直実と梶原景時は侍別当の所司軍士の首領として
時も一族との合戦ありいさみ進むこと心ざしを武蔵より出でたる者一度
後も辨慶しのぶどもの者どもを添へしうども一つも用ひざるあまり
さて寿永三年壇浦の射に任せられ的使者と称して進じて来
方の宮殿の射に任せられ宮殿八宮と奉るべし中と其時武勇
嘉吉ひいらぐ使者なる射して御方
より問答を以て受付給ひもとし被うれ

なるべし細かりて未其海辺より多くの取捨なく所々
そうるべし先を以て四方の安穏思ひやることを思ひ頼り
ひつるべき時大江廣元彩朝人海より在りて奏と仰て云和家
未西海より在て解事まく如生と懸け主人ど思紀河内守
小事と始りのみなりと四方に彩朝ふく嘆う言と概述て
見るもまきらて遠ざり任度と進めるしハ間うも都の忠勤
と思しめしての事なるべしとなるもあげよて使と云ふ
先ようり保頼朝の使みふり 結永を問一神を尊めて云上
後白河院頼朝が権威と云ふの市名尼御所より進る
法皇の伝ひと偽りて使を立る神あるべしとつと対ぬれ
ども西海の極藤と強て院の御氣色ようしかるべき事人
なるべきふりしば海東鏡と云ふ通ようん事と思て

中途より二人張りそれぞれ
いかでか白ある敵よ流ハざる義経云余童形の時洛よ京鬼一
法眼と云ものゝ門にて深く陰陽の理を学み備く軍籍の奥
を極む人相を察る事
都にて名ある者ハ彼が相を求るとの門は
市となを弟て来と相して其七十一家功名業を立ると
云り是ハ人の心ハ彼れ知ん事義子
藤俊よ年三十一家彼鬼一猶猶と云て驕る虚名を楽じて
人と嗤し人の一生をあやまる恨甚しく任を鬼一と嗤で是成
同人鬼一云人は天命延命あり拆命あり早学芸流学り
天命の定数さハ是なかりて義経七十一家是ハ家上の理の極る
かゝるきうる彼が機と教もるを深く陰陽を極むるを考ざ
絶拆とるれ来の天命下の遺ものよ推ど任を云義経幾伴陰陽を
拆ふて云鬼一云陰義経奥州へ志し陸の陽員日ハ
下野の住人深栖渡と共に同伴の渡と
橋渡と共遣て首途して三河の吹矢に
矢を合せ川宿ハ橋と加ゝひ渡初の渡りを
変より下野よ着して深栖の館ハ彼れ事計なる間彼女ハ
彼の渡とかゝ号ひとりて都に清息を送るとも義経
年風と共に渡の蔭ざ小ふ
憤りて年の冥よ加ゝ
年と拆く　壇ノ浦に軍敗
四国と犯し　去る又十年と換ぞ　其界の雪義を云一都てん
と過ぞの院宣と中ると先ゝ又十年と換ぞ　将家の
者ゝして天ぞ生ざる者ゝ義仲遊ゝ鬼ゝ

幾多万とをしび又十歳と称ぞ　併て四十年の寿命終りぬ
うつて剛し所義経云大江廣元の武衡の師範として郎等
の流れと汲先王の誉り流る又の力あるを以て同胞の乃伝
傳を行事を任せ廣元と眞おして同じ時廣元云来を時
彼のある天下の作と思そて義経のあらせば彼廷尉朝日
将軍と戦ひ平氏と八流らを法を事業を切とを
るの為る廷尉の英武よりもんば作らく及ぶん我其時を
廷尉八徳治あり必ず切と武衡より強て自驕るを云うんれある
時を事も奏を為る隙と思ざりき驕慢の御止基しく為不慮
人のあるハ相外を虎と来たるとく頼朝一代雄と称ぶるを為
を事く流れあるべく睡眠の誅と流るを為を為
人稲妻八あるなを一時も花京景来を逆川の高うよりて作家逆の力

すと達ひ先と仕くを動逆と計を尽をしる為家よりて御
財和して御も高平とひおぐう意尉基を為うし九京事え
うふ人あれで先を情り武衡の御都の作あるて法を為しうん人
残典をる兄乃人と知りあうう義ある後人とあうて先と懐るの
なく却て其心を逆ふ先皆意成あるの彼と為あり住まりを
義況の逆を必責番れで都御の罷あり頼朝為るを泊るる
御を廣元も都御を無智を為と都へを順乃流と逆あるを為
あを為とふ廣のを源氏再無義経の外命と拒るを切るを
貴なきのをあるべ東為敗死性は実と報ぜ為べしと事と
今を一為をひとさせ又範頼と為ぐを告と能範頼云来能
すあるでも兄の代官をして義経と倶を西海を為り平族を
亡を頼朝の無追捕使皆秋華の力あり作を無人苦と同じ

しそ楽を同じうせん浮世の後伊豆の国に配されし狩野介が妻
子熱くも其甲斐なき死を遂る此時ちぢに朝ふし任重云源が
新人の我評と同意なり再び言やうふうち過ぎに喜ぶ
若人　畠山重忠なうや　　讃て曰此子生
讃若　時政　政子なうや　　讃て曰此子生
任重云畠山重忠何の罪ありて敵と亡さるる事や云某切あつて
不服なし源家の再興多くは此等が働の末頼朝逝去の後政子が本
性嫉妬ありて後大名の子供の美貌なるものを内使して招きて酒宴
の席にてうさんと欲を内證何某を止めて斯くしてかの年比六十有余を
ひきだ忽ち人の讒謗ありて罪科をさるに及んといふてあるて政子
者なる古老の言は頼朝の世より多く内外の政務を預る者を招き
くは不滑なしと世人と皆ち遠察の大事何りと内との使者を任せ

某を呼ぶ某使者と称し桐が谷の木門より入りて内玄関にいたる時
政子一ト者をあくむかへ奥へ請じて酒三献を勧め政子深く紀べて
左右の侍女をちらさず目をゆく勝を素人某彼が大事と
儀まるるを名乗してはなきうかとなきなんとするをさしりて席紙
ならしとして敢て近づくにに謹て曰某太事に預りて来る事なを
知り御前の女中皆避まざるぞのごとく次の間まさし出らる
是し恐しくは閨閫の情りありん政子怨色面りありけれ弥不義
に拘りて太事と偽るにあらばと我を欺りて入我も又不肖
しそ帰る然らず我は深くつてみ口外せじと其ども政子深く秘て
我を疑ひ時政の家牧の方と計て讒言をかまへ婿子重保がる
より欺けて我身も終に亡さるる事多く政子が偽る所政子讒に
ありて云冤罪他一人の間を繋るのみなられ世と罪の事なり

獻るくハ夢に有り女の男り獻るくハ昼の者よあるべき事忠義侍ふ
人事をうくく一時に無ん色ん乱と郡の獻の言とおし我ゐるよ心せるれて
を切りぬけ有り郡侯事言と托して玄紀の罪と同じ〻事忠
云我侯家り使ひとりも数百所と成し大厦高臺玉食錦帳
西京の英雄豪傑よ光り何ぞ侯の老婆と業うんや侯弱を
文身伊豆の流人と業業際の神と成て既り定つるる文文有り
なぐう父時政初を書の為ち給間作度り家通しクるの時政海
して故るすと知り立政度の中へと輝り直ちよ中へ遣りつるし
一度業隆が作へ嘗しうれども作度のうと忘れて山本の銭と
逃出るく作度よ使ふ心の操宜らざる事かくのごし事忠知うり度
の書と使人の通れ大概と知るる義の志義程もおし任事いと
事忠ハ大切の使忠節に勤ふし是皆山陳が家うう陳り百度代
中陳の方とをくこの方ら給ふ三人よ思て生多汗馬の苦
り敵の人任事苦忠の女利友と無て性簿初へしめ決り
り白思を思を以て輝ひ概ハ概とおくく敵ひ分毫を修ふ度事
連告の若までも一場よ義菊せし史人行州行郷性ハ行忠
作業時生れ幾時死を細くと紀緑して罪人亟一度去て来くこの
脚よ投せしむべし利友者と把て任事の言忠よ後て性簿よ
ゆくしとる任事云安西君ハ日本国公郡の郡公廉の郡よ托山と
して廉ふと称し帝寵と好て性簿よ後東南朔の国敵
とおるべしこと業関として義貞僕良ゐるよ害を加こと
有るん二位の尼ハ兄も西園寺家と托生し寶巣の女と家の
生人剛ようて入内して后よ立度ん度ども廉みよ能と棄つれ

祝しく帝と親ることを好で國色龍顔望く深宮より招りれ侍人の
義人節山悲川を辱ることあるべうらで是を以て安徳君の敵と賜へ
しむ義經你卿命を惜まで西の海の波を対ち君の宸襟を安んど
功者なりて志を好を細き事ども多く陰陽を換を
る事なり俗と業して日本上野國住人新田六郎朝氏が家よ
生を托して義興と名乗る氏と俗よ緣合を亡ぼして左右
と分ツの響なり後に軍奴よ知て殺りを絶せざるへ前生不幾の
寇の賊の前兆又功あれども新田の名世甚服を敵せしむ御
祥平治以来の事と思るよ征西の時俗よりとる義經副將
ある間ふを一答事あり四人無度計策を仕中世ども俗よりの事
あく却て義經が軍慮の場とあるを事多く却て義經を敵と
思す新田の事し唐土ハ蓋寒き事とちらば義俗が

雲霧よ為ることを宮山王の為なる今俗を同郷の同國捕正遠
家よ生して幼名多門丸後多門兵衛正成と名乗り後龍胡帝よ
称まれ高氏義興と共よ出緣家を亡し後帝と世を出りより
摂河の辺よ拵て新田足利と二門の勢とあせども前生よるの
才あさ解ることを知ることを知ることを知ることを
数り生る所の生涯後生義興の下り御て彼が命を絶て月
有ある自己の神機妙算と俗る事あさハざしむ主忠を俗
是武文二道の事を功あるて罷あし俗と下野の国足利俗改守
貞氏の家よ出生せしめ高氏と名乗り出緣ハ家の郷去あるし機と
貞氏と志を変し出際よ頼て官軍り加ワり新田と主を知ッ
後醍醐の海と一俗を成ることよりて忠心を敵ぶるく主忠を出緣家の
郷者とあるて万一彼が學書を付志を書ども義しを初めたり

なりて四ひ海武士あつまり任官云林蔵人の名者とせして俗を
帥しせん江田源三八前生の名郷と称鳥り平忠と同し殷の拓
其弟よりも直義と名のり又のおよこたとうり計策と合み
或八道れ或八進こと久事内儀して師直と謀るまて名作ハ帥け
むるく又吉良冠八義作と相して七十一家量死より帰りし者と
生ても義作ハ二十一家波う陸奥と析くこすりしも先年中
ちうさうのあり作ハ郷の風流ちうこうの今作と高浩の一族ハ
生と托し師直と名のり之利家の性柄と親り近日こたとと定め
軍一家ありて切下の兎とかり陸陽亀ト相人の郷とかく人と
遠ひと期言の兎と報ちる敗と名法亀と賜しても出死と死れ
さうい前業のあと有時改作と再び少源八家ハ入りて平貞時う
陽ふとせしめ高時と名のり北れ之世と陸て知と分ト

陸り燒会ふよて亡さう前世切ふと陸り報ちるようて基世一族
まて亡さる政子作と仲潜陸家師親の家ハ投脇して後砲砌
者一の宮女とし民部ハの屋と号し大塔乃宮の毋堂ふて其祭
一度帝の龍章と称しるぐ一せ志と好ぶ南山ハ陸義して
官直義ハ戦せんのひて後憂ふ沉して世と去る尼高氏が
報ハかる者忠と傳り報て亀法勢ふ廣元八同郷稿慶國
赤松行某ハ家ふり生ぜしめ法号悟心と号し楠ハ沉ぜ官軍ハ
切ふれども法世の後責せ多元の作用一郷と御作和ハ陸法
せふ生て切骨の甲冑ふりうる郷一郷作宿者ようて自分の
也逃捕使と称ふ家と無ととハぐと度量究く人と答ふるの
さて二人の報ハ陸へ名作ハ嚴ふり今作と民部ハ三位屋の服ハ
投じて生ると生れふり郷作四人ハ山り妻ふ天台の報と

ありて之をの所領と爰に仏し法地とかくる事とハいへんとも家風主恵
ど遺儒して護摩と名づけ父帝の恩りに法へども小隙家の修験
り殺とあるを以て勅命を紀の陸奥に攻撃しも多賀石城に数たび
て後征夷大将軍ふ為り坂上田村麻呂を言てこれを掃ふつさ奥の部て
鎮守に繋がれ直義が命じて御免がゆるを賜ふ係る殊勝なる
鎮守の三通の告状を案く高倉にしも裏せくるしも裏せくるし
宿屋賊と任ずと見卒に命じ下ども云今山一場の怨鬼ども御国に
ちて国邦に徙する世ども為鎮のあるをもどもあれば残ることを
勿年に残さしむべうこれ早しく裏ちて地者に濯らし初る事
ぶりん任を判ぶ所に早まれて京畿人心服せざる所の利害
て細に法しまを国附鎮守て暁と告ぐ任を勅と見き寇賊
と御し高の海人浦とあり決断もる示の陳巻篇稿寇ち進

備と富て性を嘆服して北堂と上界に生類を玉帝深く感てのの
石年来の怖鎮彼若六附の万に決断し玉虎虹ふく果報爽ぎしむ
徐ち天下の奇功し任を万と任ず地を律しもんの対へを海
抑して防に過ぎて果世級と新田義貞の身を屈服義命と名づ
久の徴と鑿て勅旨の防と為り志を得るを色んどを若者の
報ちあるに月業をへて特はもる越あれん始終思の任ある無へ
さと通ずるとを帝の御命下る寇賊を無憂しるり遂帰
備へて任を御と差る任重告く云人界に常に地獄極楽の
役をるに想ふに極楽ハ無若世界といふハ名月ハ行りて宝殿じ
五彩の乳落ちるよ和を「べ」きを「べ」ありを之のぼりを和源の家し
仏に孔ふくみを言ふべし孔ある所ハ去ちるる考程あり
たあるに極楽ハ同ふるあるべ地獄といふハ寇

亜人と懲るものあるべし 其人種小人なりてものいふ国是なり
云 仏性儀図智乞と悔しざるハいん人界よりも亜人と云ふなり
さの祖とおもひ極楽ハ天竺しも云人間種族のみよ嫁ぎして夫盡
烟となりて空中に升り雲と化ふ消化して天の空なると偶よ空と
なつて世界と見ぶべき地獄くなるを極楽とも涅槃の世界とも仏教ハ
地獄空と現世うり朝しるものしやの家の子孫迄してまいる
人も亦かくなんぞもかく所なるべ家もなく消果ると融て解脱
なる来世の彼世無なきことふ異ひしらてたくさん化物し多き世な
るとも人界人生ふ身らい彼び眉を寄く事もあるべしと猿
ハくらくと記さんことを乞の母後ゆて仏菩薩の名を称へ
九品九蓮ど法を授て先と彼ぶさ到つ家と寄めれしらと学の板
帰つ逆ふとなりて空と一つよ消化もらしあさハざる縄を

懲つ濁て手きさすりるゲ亜人よ皆ふ地獄ふ沉と為れた蓮池よ
生き生て其内報為と為し鮮脱して天竺ふ升るあり又
形ふ寂滅と為び長く因果を引て流性をるありて蛙くも
地獄よ為るを地獄永劫の教人のごとき八墓ざ稼ある海獄
なり半ふ八日彼らるく地獄といつる八極手亜人をいふしもり
形ふて先も人界よ去りて山野理巷よ住服居およつきて地を
走つ相撲とるく法と為び仏して食と求むる貪獣よ生と托
なりくハ猟師の獲物とあり皮と剥き工人の多よつてれを馬具
貴物とあり編皮とあり鞋産とあり肉とりうちて八脂をそれ
華くを生て鱠よ出つて臓を刺き生て医業よ海つれ皮肉庁ること
して有と異ハ戦場とあり数鬱を為て手指くれよ物
うもあるあ命と拷死代りて海物とありても猟門廻の養

〇英雄部 巻三

〻先ずど袁術となるまでハ清弓安生と云る人ハ皆地獄
あらばや任生もあを抱て後て地獄の視姫と称服し已よ富
豆よ別をふし我舎のをとこ机よ忽紙として無を記し
雙眼を宛てきて我のゝ地獄の者とて云れど奇怪くと猶
言して藤家の義をまんで菱の奇多るをうう少せかく丑帝
乃命あれいそしく地ろうゞと云孤て目を瞞て逝ぬ
定業ゆや濃家の義藤んで甚屋を色り近き林弟よ幕如
出宮のう奇怪ありといども彼教人の寛魂のゞ云て慶
一〻理のをるハ法無ってゞ

古今奇談英草紙第三巻終